

福島市告示第16号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定に基づき、告示する。

令和8年1月21日

福島市長 馬場 雄基

氏名	菅野 光秀
住所	福島市飯野町字経檀47番地の7
施術所名	バジル鍼灸整骨院
施術所の所在地	福島市入江町10番17号
指定年月日	令和8年1月5日